

低所得者対策である補足給付の見直し、高額介護サービスの 上限額の見直し（引き上げ）の撤回を求める緊急声明

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

(略称 21・老福連)

〒565-0824 大阪府吹田市山田西 1-32-12-207

TEL : 06-6170-1325 FAX : 06-6170-1355



副申書

1. 補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求めます。

- ・ショートステイ利用者にとっては、食費が給付外となっているデイサービスとの均衡の観点から第2段階及び第3段階①についても所得段階毎に 300～400 円の差額を設けるように調整するとされており、日額 210～650 円増額は、食費負担増で利用日数を減らす等の利用抑制に繋がる恐れがあります。
- ・ショートステイ利用者は在宅で生活される利用者です。施設利用料における居住費や食費の支払いの導入は、施設と在宅の均衡を保つためであったはずですが、ショートステイ利用者が施設利用料に居住費や食費の支払いを導入することそのものが論理的に間違っていると考えます。
- ・2016年8月、食費と居住費の算定にかかる収入に非課税年金等を加えたことにより、介護サービス費は第2段階、補足給付は第3段階等の歪な構図を生み、入居者や施設にとって混乱を招きました。今回の見直しにより更なる混乱を招くに違いありません。費用の仕組みの複雑化は職員の負担増大に繋がります。
- ・多床室利用の第2段階の入居者は、見直し案の資産要件から補足給付対象外となった場合、月の利用負担額が約 45,000 円増えることとなります。同段階の従来型個室の場合は、約 50,000 円増え、同じくユニット型個室の場合は約 65,000 円増えることとなります。いまだかつて、これほどまでに月の利用負担額が増えたことはありません。
- ・資産要件の見直しの設定根拠は、現在の特養の平均在籍期間の算出により、見直し以後も 10 年程度の特養での暮らしは可能と見積もったことを積算根拠にしているようですが、それぞれの資産に関する考え方は多様です。年金給付は減り続け、老後資金を貯めざるを得なくしたことは棚に上げて、「持っているなら払え」とばかりに個人の資産をあてにするやり方を承知することはできません。
- ・先の改定で、補足給付を受けるにあたり、世帯分離が認められないこととなり、施設利用料を支払うことで世帯の家計が苦しくなり、それが故に退居となったケースが少なくありません。この改定は低所得者に厳しく、利用抑制を助長することとなり、生存権を脅かすものとして認められません。

2. 利用者負担の大幅増となる見直しにもかかわらず認知度が低く、また、終息時期の見えない新型コロナウイルスによる混乱の渦中の実施を決めず、根本から再検討を求めます。

- ・今回の見直しにより、介護保険財政からどれほどの金額の支出抑制が想定されているのでしょうか。低所得者の利用抑制につながる見直しは、介護保険創設に謳われていた「介護の社会化」の実現には程遠い結果しか見えません。